

2024 年 2 月 29 日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/2)

Contents

- I. 米国企業結合ガイドラインの改訂
- II. 公取委が 2024 年 1 月に公表した確約計画の認定事案
- III. 中国独占禁止法上の事業者結合届出の基準引上げ
- IV. 2023 年 11 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- V. 事務所 News（受賞歴）

I. 米国企業結合ガイドラインの改訂

弁護士 矢上 浄子 / 弁護士 橋本 康

1. はじめに

2023 年 7 月 19 日、米国司法省（以下「DOJ」という。）及び連邦取引委員会（以下「FTC」といい、DOJ と併せて「両当局」という。）は、「Merger Guidelines」（以下「新ガイドライン」という。）案を公表し、パブリックコメントの募集が行われた。両当局は、パブリックコメントの結果を踏まえ、2023 年 12 月 18 日に新ガイドラインの成案を公表した¹。

従来、企業結合に関しては、両当局より水平型企业結合ガイドライン²（2010 年公表。以下「2010 水平ガイドライン」という。）と垂直型企业結合ガイドライン³（以下「2020 垂直ガイドライン」という。）がそれぞれ公表されていた⁴。新ガイドラインは、水平・垂直という型に捉われず、あらゆる企業結合を対象とするものである。

両当局の審査の対象となるような取引等がある場合、両当局の企業結合審査における包括的な執行方針は、企業結合を検討するに際して、重要なファクターとなり得る。また、両当局の執行方針は、先進的な競争当局の

1 https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/P234000-NEW-MERGER-GUIDELINES.pdf

2 <https://www.ftc.gov/sites/default/files/attachments/merger-review/100819hmg.pdf>

3 https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/us-department-justice-federal-trade-commission-vertical-merger-guidelines/vertical_merger_guidelines_6-30-20.pdf

4 もっとも、FTC は、2021 年に 2020 垂直ガイドラインを撤回していた。

執行方針のモデルとして、世界中の競争当局にも示唆的な影響を与え得る。

このようなことから、新ガイドラインは、米国に関連するビジネスを展開する日本企業に対しても、無視できない影響を与えると考えられる。

2. 新ガイドラインの構成

新ガイドラインは、①新ガイドラインの総論、②両当局による新ガイドラインの適用（具体的には、両当局が懸念を生じさせる企業結合を特定するための判断枠組みとその適用方針）、③競争を減殺するとの推定を否定するための反対証拠、④両当局が用いる分析的、経済的、証拠的手段、という4つのパートから構成されている。

これらのパートの中でも、②の新ガイドラインの適用について特に多くの記述が割かれており、新ガイドラインの大きなポイントとなっている。日本企業においてもとりわけ関心が高いと考えられるため、以下では、同パートについて説明する。

3. 新ガイドラインの判断枠組み

2010 水平ガイドラインでは、当局による分析過程に沿って、各過程ごとに具体的内容が論じられていた。日本の公正取引委員会による「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針⁵」（以下「公取委ガイドライン」という。）においても、同様の構成が取られている。

一方、新ガイドラインにおいては、その適用について11項にわたる原則が示されており、従来のガイドラインとは大きく構成が異なる。このうち、1項から6項においては、以下に述べるとおり、競争上問題となりうる企業結合の類型とその判断枠組みがそれぞれ示されている。

（1）高度に集中した市場において集中度を著しく高める場合（1項）

新ガイドライン 1 項は、企業結合は、高度に集中した市場において、集中度を著しく高めるものであってはならないとする。この集中度を図るに際しては、HHI(Herfindahl-Hirschman Index)⁶が用いられる。従来の2010ガイドラインでもHHIが使用されていたが、市場集中度を測る閾値が変更されているため、注意が必要である。

2010 水平ガイドラインにおいては、企業結合後のHHIが1,500以上2,500以下であればやや集中しているとみなされ、2,500を超えると高度に集中した市場とみなされていた。また、やや集中している市場においてはHHIの増分が100を超える場合、また高度に集中した市場においてはHHIの増分が100から200となる場合に、潜在的に競争上の懸念が生じるとされ、さらに高度に集中した市場でHHIの増分が200を超える場合は、市場支配力が強まる可能性が高いとされていた。

他方、新ガイドラインにおいては、企業結合後のHHIが1,800を超えた場合には高度に集中した市場であるとされており、2010 水平ガイドラインにおける閾値(2,500超)からかなり引き下げられている。また、そのような高度に集中した市場において、HHIの増分が100を超える企業結合は違法と推定されるとしており、2010 水平ガイドラインで市場支配力が強まるとされていた閾値(200超)よりも引き下げられている。さらに、新ガイドラインにおいては、市場全体の集中度のレベルに関係なく、企業結合後の当事会社のシェアが30%を超え、かつ、HHIの増分が100を超える場合にも、当該企業結合は違法の推定が働くと考えられている。これは2010 水平ガイドラインではなかった基準であり、事実上の違法推定が働く企業結合の幅を広げるものといえる。

5 <https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>

6 HHIは、各事業者のシェアを二乗し、それらを足し上げることによって計算される。

指標	事実上の違法推定基準
企業結合後の HHI	HHI が 1,800 超、かつ、HHI の増分が 100 超
企業結合後の当事会社のシェア	シェアが 30%超、かつ、HHI の増分が 100 超

日本の企業結合審査においては、HHI はセーフハーバーの基準として用いられている。例えば、水平型の企業結合の場合、①HHI が 1,500 以下の場合、②HHI が 1,500 超 2500 以下であって、かつ HHI の増分が 250 以下である場合、及び③HHI が 2,500 を超え、かつ、HHI の増分が 150 以下である場合には、競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられないとされている（公取委ガイドライン第 4 の 1(3)）。

そのため、例えば、競争の行われている範囲が世界市場である場合であって、企業結合後の HHI が 2,000 であり、増分が 200 であるときには、日本においてはセーフハーバーに該当し、競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられないと評価される一方で、米国においては違法の推定が働くということがあり得る。このように、新ガイドラインにおいて示された違法推定基準の閾値は相当低いといえ、十分な注意を払う必要がある。

(2) 企業間の競争を実質的に排除する場合(2 項)

新ガイドライン 2 項は、企業結合の当事者が実質的に競争している場合、当該企業結合は競争を実質的に減殺する可能性があるとする。市場シェアとは別に、企業結合の当事者間の実際の競争状況によっても競争上の懸念が生じ得るとし、その具体的な考慮要素として、ビジネス上の戦略的検討や過去の企業結合、消費者にとっての代替性等を挙げている。

ここでは、1 項のように直ちに違法性が推定されるような内容とはなっていないが、1 項で示されているような市場シェアの高まりによる競争への影響以外にも、幅広く競争の減殺があり得ることを示したものである。そのため、市場シェアが低い場合でも、現実には競争している当事者間の企業結合においては注意が必要である。

(3) 協調行為のリスクを高める場合(3 項)

新ガイドライン 3 項は、企業結合後に残存する企業間において協調行為(coordination)のリスクを有意に高めたり、現存する協調行為がより安定的又は効果的なものとなったりする場合には、競争を実質的に減殺する可能性があるとする。そして、そのような可能性の考慮要素として、高い市場集中度、過去の協調行為の有無、競争的な企業の不存在等を挙げている。

ここでは、単独行動ではなく、協調的行動についての判断枠組みが示されており、市場集中度が高い状況において、有力なプレイヤー同士が企業結合をすれば、一層の競争の透明化が進み、協調的行動が取りやすくなることを指摘するものである。この点は、公取委ガイドラインにおいても、協調的行動について、「一定の取引分野における競争者の数が少ない又は少数の有力な事業者が市場シェアが集中している場合には、競争者の行動を高い確度で予測しやすいと考えられる」との記載があり(第 4 の 3(1)ア)、同様の懸念を示したものと見える。

(4) 集中化した市場において潜在的な新規参入を排除する場合(4 項)

新ガイドライン 4 項は、集中化した市場において企業結合が行われることによって、その当事者のいずれかが関連市場に新規参入する可能性がなくなるため、競争を実質的に減殺し得ると指摘する。また、現在の市場の参加者が、企業結合の当事者を潜在的な競争圧力とみていた場合、企業結合によってその競争圧力が弱まる場合には、競争を実質的に減殺し得るという点も指摘する。

ここでは、潜在的な競争についての考え方が示されており、実際に競争が行われていたわけではないものの、その潜在的な新規参入や競争圧力が排除されるところに競争上の懸念があるとしている。そして、その懸念の強さは、当該市場への新規参入の合理的な可能性や新規参入を行ったときの競争促進効果等によって判断される。

(5) 競争事業者が競争のために用いる商品又はサービスへのアクセスを制限し得る事業者を創出する場合(5 項)

新ガイドライン 5 項は、競争事業者が競争のために用いる商品又はサービスを支配し、そのアクセスを制限することができるような企業が企業結合により創出されることで、競争が実質的に減殺されることにならないかを評価するとしている。また、この論点は、供給者と販売業者のような垂直的な関係のみならず、あらゆる製品や役務に該当すると指摘されている。

まず、このような懸念があるかどうかは、企業結合の結果として、結合後の企業が、関連市場における競争事業者が競争のために用いる製品、サービス又は販売経路(以下併せて「関係する製品等」という。)へのアクセスを制限する能力とインセンティブを持つ場合に認められるとしている。そして、このような能力とインセンティブは、①代替物の供給余力、②関係する製品等の競争における重要性、③関連市場における競争への影響、及び④結合後の企業と当該製品等に依存する企業との間の競争の程度から判断されるとしている。

また、ここでの判断においては、市場構造に関連する要素(関係する製品等の市場の構造、関連市場の構造、統合の性質・目的、垂直統合の傾向等)の分析に基づいて、企業結合が競争を実質的に減殺すると評価されることもある。例えば、関係する製品等の市場において、ある企業が独占的な地位(monopoly power)にあり、かつ、当該製品が競争上重要である場合には、結合後の企業は、当該製品へのアクセスを制限することによって、当該製品に依存している企業を排除したり、競争力を弱めたりする力を持つことになる。

さらに、関係する製品等へのアクセスが維持される場合でも、結合後の企業が、企業結合を通じて競争事業者の競争上センシティブな情報を得ることができるようになる場合にも、競争回避的な行動が促進され、競争を実質的に減殺する可能性があるとしている。

ここで指摘されている競争上の懸念は、日本の企業結合審査においても、垂直型・混合型企業結合における市場閉鎖の問題として考慮されている(公取委ガイドライン第 5 の 2)。米国の企業結合審査においても、従来は垂直的な企業結合において重視されていたポイントであったところ(2020 垂直ガイドライン 4.a)、新ガイドラインでは、垂直的な企業結合に限定されないことが明記された点が注目される。

なお、関係する製品等へのアクセスを制限することができるかどうかの独占的な地位については、当該製品等の市場で 50%以上のシェアがある場合に、かかる地位が推定されるとしている。そのため、当事者の関係する製品等における市場シェアが 50%を超えるような場合には、十分な注意が必要である。

(6) 支配的地位を固定化したり拡大させたりする場合(6 項)

新ガイドライン 6 項は、既に支配的な事業者を含む企業結合が、その産業の競争構造を実質的に弱め、支配的地位(dominant position)を固定化する場合や、当該支配的な事業者の支配的地位を新しい市場にも拡大させることになる場合に、当該企業結合は違法となり得るとする。また、このような懸念の有無については、企業結合の当事者が既に支配的地位を有しているかどうかは直接証拠や市場シェアを根拠に評価される。

このほか、支配的地位の固定化を生み出すものとして、①新規参入や競争のための障壁を引き上げること、②将来的に競争への脅威となる存在(nascent threat)を排除することが挙げられている。①の具体例として、切り替え費用を上昇させること、競争する代替製品の利用を妨害すること⁷、競合相手からスケールメリットやネットワーク効果を奪うこと、が挙げられている。また、②の例として、将来的に強力な競争相手になり得たり、他の競争相手の競争力を向上させる等により支配力を減少させたりするような存在を買収してしまうことが挙げられている。

加えて、ここでは、結合後の企業がその支配的地位を他の関係する市場へと広げ、当該市場での競争を実質

⁷ 需要者が複数の供給先を有している場合には、支配的地位は脅かされることになるが、例えば、支配的地位を有する企業が、複数の供給先を確保するために用いられているサービスを買収し、そのサービスの質を落とした場合には、需要者は代替的な製品・サービスを用いることが困難になる。

的に減殺したり、新たに支配的地位を確立したりするリスクが指摘されている。例えば、結合後の企業が、その支配的地位を利用し、抱き合わせや条件付販売などの手法により、他の製品についてもシェアを伸ばしていくことなどが想定されている。

新ガイドライン案の段階においては、支配的地位があるかどうかの考慮要素として、最低でも 30%以上のシェアを有していることという基準が示されていたが、新ガイドラインではこの部分の記載が削除されている。その他、新ガイドラインには、どのような直接証拠やシェアによって「支配的地位」が基礎づけられるかの具体例が提供されていないため、今後の運用を通じた明確化が待たれる部分である。

4. 新ガイドライン適用の状況

新ガイドラインの 7 項から 11 項では、どのような状況において新ガイドラインが適用されるかが説明されている。これらの点も重要であるが、紙幅の都合もあり、簡単な紹介にとどめる。

7 項では、ある産業において集中の傾向がみられる場合には、両当局は、その企業結合が実質的に競争を減殺するリスクを高めるものかかどうか、又は市場の独占化に至る傾向がないかを検討することとされている。

8 項では、企業結合が複数のステップにより行われる場合、両当局は一連の買収全体を審査することとされ、その際には、当事者の過去の買収や現在又は将来の戦略的インセンティブが考慮されることになる。なお、その評価に際しては、例えば、社内での会議議事録等、当事者の買収計画や戦略的インセンティブを反映した証言や文書が含まれると想定されている。

9 項では、企業結合が多面的なプラットフォームを含む場合、両当局は、プラットフォーム間の競争、プラットフォーム上の競争又はプラットフォームを置き換える競争を審査するとされている。その上で、プラットフォームを含む企業結合の場合、たとえ直接的な競争事業者間の統合や伝統的な垂直関係にある企業間の統合ではないとしても、競争上の懸念を生じ得るとされている。

10 項では、企業結合の当事者が互いに競合する買手である場合、両当局は、その企業結合が労働者、クリエイター、供給者又はその他の提供者のための競争を実質的に減殺することにならないかを審査するとされている。消費者の利益については従来から俎上に上がっていたが、労働者や川上の取引相手の利益も考慮されることが明記された点は注目に値する。

最後に、11 項では、企業結合が部分的な持分の取得や少数持分の取得を含む場合、両当局は、その競争への影響を審査するとし、かかる競争を減殺することがある主な場合として、次の 3 つを挙げている。①部分的取得であっても、取締役の選任権がある場合など、対象会社に対して競争上の影響を及ぼすことにより、競争を減殺する可能性がある場合。②部分的買収によって、買収会社において競争のインセンティブがなくなり、競争を減殺する可能性がある場合。③部分的買収によって、買収会社が対象会社の競争上センシティブな情報にアクセスすることが可能になり、競争を減殺することになる場合。

企業結合を検討している当事者は、今後は上記のようなポイントも両当局の審査対象となることを認識しておく必要がある。

5. 日本企業が留意すべき点

新ガイドラインの内容は、バイデン政権下における積極的な競争法の適用という政策の延長線上にあり、かなり先鋭的な内容となっている。また、両当局が配慮すべきポイントについても広範囲にわたり言及されている。新ガイドラインには法的拘束力がなく、あくまで両当局による法執行をより明確化するためのガイダンスを提供するにとどまるが、今後、米国における企業結合審査が必要となる案件では、届出書を提出する段階で、当局からかなり

の分量の資料・情報(社内会議の議事録やそのドラフトも含む)の提出が求められることになると考えられる⁸。また、届出書を提出した後も、新ガイドラインで述べられているポイントを確認するための追加質問が相次ぎ、審査が難航し、又は長期化することも想定され得る。

したがって、今後、米国における企業結合審査を要する企業結合を検討する場合には、米国の企業結合実務に精通した弁護士に早期に相談するなどして、予め米国での届出に備えておくことに加え、審査に要する期間を前提に余裕を持ったスケジュールを組むことが必要になると考えられる。

II. 公取委が2024年1月に公表した確約計画の認定事案

弁護士 石田 健 / 安念 リサ

2024年1月、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2件の確約計画の認定を公表した。それぞれ、拘束条件付取引及び優越的地位の濫用に違反する疑いがある事案であった。

まず、2024年1月22日、公取委は、株式会社IBJ(以下「IBJ」という。)の拘束条件付取引に関する違反被疑行為について、独占禁止法上の確約手続を経て、確約計画を認定したことを公表した(2024年1月22日付け「株式会社IBJから申請があった確約計画の認定等について」⁹。以下「本件認定1」という。)。公取委による主な調査経緯は下表のとおりで、立入検査から約10か月後に確約計画の認定(本件認定1)に至り、公取委の調査は終了した。本件認定1の違反被疑行為は、過去の多くの確約計画の認定事案と同様に拘束条件付取引であるところ、下記1で詳述するとおり、競合他社との取引等を制限するおそれがある点で過去の複数の公取委による調査打ち切り事案とも類似しており、公取委が比較的頻繁に摘発している行為といえる。

また、2024年1月25日、公取委は、株式会社東京インテリア家具(以下「東京インテリア家具」という。)の優越的地位の濫用に関する被疑行為について、独占禁止法上の確約手続を経て、確約計画を認定したことを公表した(2024年1月25日付け「株式会社東京インテリア家具から申請があった確約計画の認定等について」¹⁰。以下「本件認定2」という。)。下表のとおり、立入検査から約7か月という短期間で本件認定2に至っている。優越的地位の濫用は、確約計画において他の違反被疑行為と異なり金銭的価値の回復が組み込まれる傾向にあり、また、公取委が引き続き注視している分野であるため、慎重な対応が求められるといえる。

以下では、本件認定1及び本件認定2について、それぞれ詳述する。

会社名	立入検査日	確約通知日	確約計画認定日	行為類型
IBJ	2023年3月23日 11	2023年11月28日	2024年1月22日	拘束条件付取引
東京インテリア家具	2023年6月23日 12	2023年11月22日	2024年1月25日	優越的地位の濫用

⁸ なお、本ニュースレター発行日時点では、まだ新ガイドラインに沿った届出書のフォームは公表されていない。

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240122_3jyou_IBJ.html

¹⁰ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240125_dai1.html

¹¹ 2023年3月23日付け日本経済新聞電子版記事

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC237L80T20C23A3000000/>)。

¹² 2023年6月23日付け日本経済新聞電子版記事

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE232EF0T20C22A6000000/>)。

1. 株式会社IBJ申請の確約計画の認定について

(1) 背景事実

IBJは、結婚相談所連盟¹³(以下、IBJが運営する結婚相談所連盟を「IBJ 連盟」という。)及び結婚相談所¹⁴の運営を行っている。結婚相談所連盟は、加盟事業者である結婚相談所の運営事業者に対して、会員情報共有システム(以下「お見合いシステム」という。)を提供している。情報を登録して、お見合いシステムを利用することで、結婚相談所の運営事業者及び結婚相談所会員らは、結婚相談所の垣根を越えて、当該お見合いシステムに登録されているお見合い相手の検索等を行うことが可能である。

結婚相談所連盟の運営事業者には、IBJ以外にも、株式会社 TMS(以下「TMS」という。)による「全国結婚相談事業者連盟」(以下「TMS 連盟」という。)、株式会社日本仲人連盟(以下「NNR」という。)による「日本仲人連盟」(以下「NNR 連盟」という。)、株式会社日本成婚ネット(以下「JMN」という。)による「日本成婚ネット」(以下「JMN 連盟」という。)等が存在する。

結婚相談所の運営事業者は、多くの結婚相談所の運営事業者が加盟する結婚相談所連盟に複数加盟することで、会員らに対し、より多くのお見合いの設定が可能になる。なお、2021 年 9 月以降、結婚相談所連盟における加盟事業者数、結婚相談所連盟の運営に関する売上高及びお見合いシステムに登録された会員数のいずれについても IBJ は全国第 1 位のシェアであった。また、IBJ のお見合いシステムに登録された会員のうち 3 割程度が IBJ 及び IBJ の子会社(以下総称して「IBJ グループ」という。)が運営する結婚相談所(以下、IBJ グループが運営する結婚相談所を総称して「IBJ グループ相談所」という。)の会員であった。

2021 年 6 月以降、TMS 連盟及び NNR 連盟に登録された会員情報について共有化が開始されたことにより、TMS 連盟及び NNR 連盟において情報を共有する会員数が増加していたため、IBJ において、対抗措置が検討されていた。

(2) 違反被疑行為及び独占禁止法上の考え方

違反被疑行為は、IBJ が、2021 年 9 月以降複数回にわたり、IBJ 連盟の加盟事業者のうち TMS 連盟、NNR 連盟又は JMN 連盟にも重複して加盟する事業者(以下「重複加盟事業者」という。)に対し、重複加盟事業者が運営する結婚相談所の会員と IBJ グループが運営する結婚相談所の会員とのお見合いの設定ができないようにする(以下「お見合い制限」という。)ことを示唆した上で、TMS 連盟、NNR 連盟及び JMN 連盟から退会するように要請し、退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者に対して、実際にお見合い制限を行い、重複する結婚相談所連盟から退会させるようにしたというものである。また、2022 年 11 月頃、IBJ は、IBJ が運営する IBJ 連盟加盟事業者の集客支援を目的として開設されたウェブページ(以下「ウェブページ」という。)に情報を掲載している重複加盟事業者に対し、ウェブページに重複加盟事業者の情報を掲載しない方針を伝え、2022 年 12 月以降、TMS 連盟、NNR 連盟及び JMN 連盟から退会せず、また、退会する意向を示さなかった重複加盟事業者の情報について、ウェブページから削除をすることで、TMS 連盟、NNR 連盟及び JMN 連盟から退会させるようにした。

公取委は、本件認定 1 において、IBJ の上記お見合い制限やウェブページからの削除行為によって、重複加盟事業者に対し、TMS、NNR 又は JMN と取引を行わないよう事業活動を拘束する条件を付けて取引を行っているものであり、これにより、TMS、NNR 又は JMN が結婚相談所の運営事業者との取引から排除される又はこれ

¹³ 複数の結婚相談所間で、それぞれの会員情報を共有し、相互にお見合い相手の検索やお見合いの申込み等を行うことを可能にする枠組みを指す。

¹⁴ 結婚を希望する者を対象として、会員制度により、お見合い相手の情報提供、お見合いの設定及びお見合い後の交際方法に関する助言を行う等の役務を提供する事業所を指す。

らの結婚相談所連盟の運営事業者と結婚相談所の運営事業者との取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じ得るものと考えられるとしている。

(3) 確約計画の概要

確約計画の概要は、①上記違反被疑行為を取りやめること、②①・④の措置をとる旨を取締役会で決議すること、③①の措置について、TMS、NNR、JMN 及び各運営事業者、IBJ 連盟の加盟事業者並びに IBJ グループに通知するとともに、IBJ 連盟の加盟事業者、IBJ グループ相談所会員等に周知し、自社の役員及び従業員に周知徹底すること、④上記違反被疑行為と同様の行為を行わない措置を 3 年間実施すること、⑤独占禁止法遵守に関する行動指針や各種社内規程の作成や、研修・監査実施等のコンプライアンス体制の整備、⑥①～⑤の履行状況の公取委への報告である。

確約計画の内容としては、他の確約計画認定事案と大きく異なる内容はなく、従来の確約計画と類似している。

(4) 過去の類似事案

本件認定 1 は、上記のとおり、結婚相談所の運営事業者が結婚相談所連盟に複数加盟することで、より多くのお見合い相手の検索やお見合いの設定が可能となること、IBJ が重複加盟事業者に対して競合する一定の結婚相談所連盟への加盟を制限した疑いがあるという事案である。

この点、本件認定 1 とは異なる役務に関するものであるが、役務提供者が、役務提供者と需要者を結びつける情報サービスを提供する複数の事業者と取引することでより多くの需要者と取引できる可能性が高まるという状況の下、取引の相手方である役務提供者に対して、競合他社との取引を制限しようとした違反被疑行為が問題となった事案として、確約計画が認定されてはいないが、上記の点で本件認定 1 と類似の違反被疑行為を行った会社からの自主的改善措置を受けて調査を打ち切ったものがあるので紹介する。

例えば、公取委に 2021 年 12 月 2 日に公表された、株式会社ユニクエスト(以下「ユニクエスト」という。)の事案¹⁵がある。この事案では、ユニクエストは、インターネットを通じ葬儀プランを設定の上、提携する葬儀社に対し、当該葬儀の施行を依頼するインターネット葬儀サービス(以下「インターネット葬儀サービス」という。)を提供していたところ、同種のインターネット葬儀サービスを行う事業者との間の取引を行わない場合には、「特約加盟店」として、一般加盟店よりも 5～10%多く収益を得ることができるようになっていた。

また、2018 年 10 月 10 日に公表されたエアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー並びに Airbnb Japan 株式会社(以下総称して「エアビーアンドビー」という。)の事案¹⁶が存在する。この事案では、エアビーアンドビーは、インターネット上で民泊サービスの仲介を行うサービス(以下「民泊仲介サービスサイト」という。)を提供しており、一部アプリケーション・プログラミング・インターフェイス(以下「API」という。)を利用した情報掲載を行う場合には、契約上で他の民泊仲介サービスサイトへの情報掲載について制限する規定を設けていた。

これらの事案は、いずれも役務提供者と需要者(消費者)をマッチングさせるデジタルプラットフォームの運営事業者による行為である点でも共通する。他方で、本件認定 1 は、デジタルプラットフォームではないものの、役務提供者である結婚相談所を通して需要者(会員)同士のマッチングをより高める情報サービスを提供する結婚相談所連盟の行為である。いずれの事案でも、役務提供者(結婚相談所)が多くのデジタルプラットフォームの運営事業者(結婚相談所連盟)と取引できることで、競争がより活発となり、需要者である消費者(会員)がより多くの便益を享受できると考えられる。このような事案においては、デジタルプラットフォームの運営事業者や結婚相談所連盟が、役務提供者に対して、競合他社との取引を制限する行為は問題となりやすいということも考えられよう。

15 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211202.html>

16 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/oct/181010_10.html

2. 株式会社東京インテリア家具申請の確約計画の認定について

(1) 背景事実

東京インテリア家具及び東京インテリア家具の兄弟会社等は、「東京インテリア家具」と称する家具等販売店舗を展開している。東京インテリア家具は、2016年から2022年までの間において、全国のいわゆる家具小売市場において売上高が上位の事業者であった。2016年5月時点では店舗数が約40であったところ、2022年6月時点には約50まで増加した。東京インテリア家具と直接取引を行う事業者のうち、東京インテリア家具と継続的に取引を行う納入業者（以下「納入業者」という。）の中には、東京インテリア家具に対する取引依存度が大きい事業者、東京インテリア家具の店舗数や新規開店を行っていることから売上高の増加等が期待できると考える業者、東京インテリア家具と同等の売上高を他の事業者との取引開始や取引拡大による確保することは困難であるとする業者が存在した。

(2) 違反被疑行為

違反被疑行為は、東京インテリア家具が、2016年5月から2022年6月頃までの間、新規店舗開店又は改装開店に際し、納入業者が納入する商品以外の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、納入業者の従業員等を派遣させており、従業員等の派遣について、あらかじめ納入業者との間で条件の合意や通常必要な費用の負担を行っていなかったというものである。また、東京インテリア家具は、同時期に、新規店舗開店に際し、「オープン協賛金」等の名目で、負担額の算出根拠や使途等を明らかにすることなく、又は、納入業者が得られる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者が開店前に納入する商品の納入金額の5%となる金額等の金銭を提供させており、さらには、2021年2月、2022年3月に福島県沖で発生した地震で毀損又は汚損した賞品について、値引きや廃棄による東京インテリア家具の損失を補填するために、納入業者に対して、納入金額の全部又は一部の金銭を提供させていた。

(3) 確約計画の概要及び独占禁止法上の考え方

確約計画の概要は、①上記違反被疑行為を取りやめていることの確認及び④の措置をとる旨を取締役会で決議すること、②①の措置を納入業者に通知し、自社し従業員へ周知徹底すること、③上記違反被疑行為による納入業者の金銭的価値を回復すること、④上記違反被疑行為と同様の行為を行わない措置を3年間実施すること、⑤独占禁止法遵守に関する行動指針の作成や、研修・監査実施等のコンプライアンス体制の整備、⑥①～⑤の履行状況の公取委への報告である。

こちらも、本件認定1と概ね類似する確約計画であるが、優越的地位の濫用のうち、取引相手に対して損失や負担を強いるような被疑行為の場合には、金銭的価値の回復を図ることが確約計画内容とされてきており、本件認定2においても、約1億6600万円の回復が見込まれている。

公取委は、本件認定1と異なり、本件認定2において独占禁止法上の考え方を示していない。実際のところ、公取委の過去の確約計画の認定事案の公表文の内容は若干揺れており（同様に独占禁止法上の考え方を示していないものや、「違反被疑行為による影響」と題して独占禁止法上の考え方を示しているものなどがある。）、担当官の判断や公取委と違反被疑行為を行った会社との交渉によるところもあると思われる。もっとも、本件認定2の違反被疑行為については、下記(4)のとおり優越的地位の濫用の典型的な行為といえる。

(4) 過去の類似事案と公取委の動き

2023年4月6日、株式会社ダイコク申請の確約計画の認定（以下「ダイコク事案」という。）がされており¹⁷、

17 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/apr/20230406dai2.html>

2020 年 8 月 5 日、ゲンキー株式会社申請の確約計画の認定（以下「ゲンキー事案」という。）がされているところ¹⁸、いずれも優越的地位の濫用に関する被疑行為が行われた事案である。ダイコク事案においても、本件認定 2 と同様に、合意や金銭的負担なしに、取引相手の納入する商品以外の商品に関する業務等のために取引相手の従業員等の派遣をさせたり、自社の損失とならないように返品を行ったりといった行為がされていた。ゲンキー事案でも、合意や金銭的負担なしに、取引相手の納入する商品以外の商品に関する業務等のために取引相手の従業員等の派遣をさせたり、催事実施に要する費用の確保のために算出根拠を説明することなく、金銭の提供を要請したりする行為がされていた。これらの例と同じく、本件認定 2 の違反被疑行為は、従業員等の派遣や、金銭提供の要請、損失負担の要請等であり、これらはいずれも優越的地位の濫用の被疑行為として典型的な行為であると考えられる。また、ダイコク事案、ゲンキー事案、本件認定 2 の確約計画のいずれにおいても、独占禁止法違反の認定はないにもかかわらず、相手方に対する金銭的価値の回復が内容となっており、相手方に損失や負担を強いる行為を行った場合には、金銭的価値の回復を確約計画として組み込むことが求められると考えられ、一つの特徴であるといえる¹⁹。また、公取委が策定する「確約手続に関する対応方針」の 6(3)イ(カ)においても、確約措置例として、金銭的価値の回復が挙げられている²⁰。

なお、2022 年には、公取委より、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（以下「2022 年調査」という。）が実施され²¹、2023 年にも 2022 年調査を踏まえて、令和 5 年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取り組みに関する特別調査」（以下「2023 年調査」という。）が行われており²²、公取委としても優越的地位の濫用行為については、特に重点を置いて調査を行っていると考えられる。2022 年調査及び 2023 年調査のいずれも、特に労務費、原材料価格等のコスト上昇分の取引価格への反映を行うことなく、取引価格を据え置くことについて着目されており、ダイコク事案、ゲンキー事案、本件認定 2 の違反被疑行為とは異なる。他方で、価格転嫁が円滑に行われていないことについては、違反被疑事件の審査等を行い、問題となる行為については、これまで以上に厳正な法執行を行うとされており、価格転嫁を認めない行為については、仮に確約手続を経る場合についても、同様に相手方に対する金銭的価値の回復を含める必要性が高いと考える²³。

優越的地位の濫用については、2009 年の独占禁止法改正によって課徴金が導入されて以降、5 つの排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたものの、その全ての命令が審判で争われ、最後のダイレックス株式会社に対する命令（2014 年 6 月 5 日）以降、10 年近くにわたって公取委による命令は行われていない。他方で、2018 年末に確約手続が導入されて以降、優越的地位の濫用は確約手続等において処理されることが増え、公取委は引き続き優越的地位の濫用の執行を継続している。したがって、上記記載の被疑行為の類型に加えて、価格転嫁に関する事項についても該当することがないよう、より慎重に対応する必要があると考えられる。

18 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/200805.html>

19 他に協賛金が問題となった確約計画の認定事案として、アマゾンジャパン合同会社に対する件（2020 年 9 月 10 日）がある（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200910.html>）。

20 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/kakuyakutaiohoushin.html>

21 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

22 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

23 当所作成の 2024 年 1 月 31 日付けニュースレターにおいて、公取委による価格転嫁円滑化施策パッケージの動向について紹介しているため、こちらも併せて参照されたい（<https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins8.pdf/240131.pdf>）。

III. 中国独占禁止法上の事業者結合届出の基準引上げ

※本記事は、CHINA LEGAL UPDATE 2024 年 2 月 27 日号(第 519 号)として配信したものと同一内容です。

弁護士 矢上 浄子

中国独占禁止法では、競争を排除又は制限する効果を有する事業者結合の実行を禁止している(同法 34 条。ここでいう「事業者結合」とは、①合併、②株式又は資産の取得による支配権の取得、③契約等による支配権の取得又は決定的な影響力を持つようになることを指す(25 条)。)。そのような効果がないかをあらかじめ審査するため、一定の基準を満たす事業者結合の当事者には、執行当局である市場監督管理総局(SAMR)に対する事前届出を行うことが義務付けられている(26 条 1 項)。その際の届出基準は、中国独占禁止法の施行直後である 2008 年 8 月に施行された「事業者結合届出基準規定」において定められているが(同規定 3 条)、2024 年 1 月 22 日、かかる基準が以下のとおり改正された(同日施行)。

- | |
|--|
| ① 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が <u>120 億元</u> (旧:100 億元)を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 社の前会計年度の中国国内の売上高がいずれも <u>8 億元</u> (旧:4 億元)を超える場合、又は |
| ② 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が <u>40 億元</u> (旧:20 億元)を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 社の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも <u>8 億元</u> (旧:4 億元)を超える場合 |

届出基準は中国国内のみならず、中国国外の事業者結合にも均しく適用されるところ、旧基準は「全世界の売上高」の基準が 100 億元(約 2000 億円)と比較的高いのに対し、「中国国内の売上高」の基準が 4 億元(約 80 億円)と低かったことから、これまでは全届出案件のうち半数近くが外国企業の関与する(また、そのほとんどが中国市場に影響のない)涉外案件で占められていた。また、届出案件のうち、競争を排除又は制限するおそれがあるとして問題解消措置を条件に承認された案件も、年に数件程度に過ぎなかった(2023 年は 4 件で、全体の 0.5%)。

SAMR による 2023 年の事業者結合案件の審査状況 ²⁴	
・届出審査が終結した件数:	797 件
無条件承認:	782 件
条件付承認:	4 件
撤回により終結:	11 件
・当事会社の属性	
いずれも中国企業:	56%
いずれも外国企業:	32%
外国企業と中国企業:	12%

このような経緯を踏まえ、2022 年 6 月、中国独占禁止法の改正と同時に、届出基準を引き上げる「事業者結合届出基準規定」の改正案(意見募集稿)が公表された。改正理由として、中国の経済規模の急速な発展に

²⁴ https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_626627829db34e92901f776931077f4e.html

に伴い、既存の届出基準が実態に見合わないものとなっており、制度の効率的な運営という観点からも、競争上問題のない中小規模の事業者結合を届出の対象から除外する必要があることが説明されている。なお、この改正案にはさらに、「中国国内の売上高が 1000 億元を超える事業者が、時価総額(又は評価額)が 8 億元を超え、かつ売上高の 3 分の 1 以上が中国国内売上高である事業者を買収する場合」という 2 つ目の基準が含まれていた。中国市場で大きなプレゼンスを有する大企業による事業者結合を捕捉するためこのような基準の新設が検討されたものと思われるが、このたびの改正では同基準の新設は見送られた。

今回の届出基準の引上げにより、届出件数は 3 割程度削減されると見込まれており、今後は当局のリソースがより複雑な届出案件の審査や、届出懈怠(いわゆるガンジャンピング)事案の調査等に振り向けられる可能性がある²⁵。特に留意が必要なのは、届出基準に満たない事業者結合であっても、当局が競争を排除又は制限するおそれがあると考えられる場合には、当局より届出の提出を求められる場合があることである。この点は 2022 年の改正独占禁止法において明確にされており(26 条 2 項)、直近でも、旧基準に基づき一旦届出を行ったが、新基準を満たさないため届出の撤回を申請したところ、競争を排除又は制限するおそれがあることを理由に、当局が撤回を認めなかったケースも出てきている。そのため、今後 M&A において中国での事前届出の要否を検討する際には、届出基準を満たすかどうかに加え、基準に満たない場合であっても、中国当局から届出を求められる可能性があるかという観点からも検討を加えることが望ましいといえる。

²⁵ SAMR は届出基準の改正直後の 2024 年 1 月 31 日、「市場監督管理総局の事業者結合における独占禁止法コンプライアンス・リスクの提起メカニズムの改善に関する通知」を出し、届出基準を満たす事業者結合の届出を促すため、企業の開示情報に基づく指導や啓蒙を強化することを明らかにしている。

IV. 2023 年 11 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2023 年 11 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Merger Control Comparative Guide 2024: Japan
2024 年 2 月（著：[金子 涼一](#)、[本郷 あずさ](#)）Mondaq
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 独禁法事例速報(間接的な隣接市場からの競争圧力が認められた事例―(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転)
2024 年 1 月（著：[原 悦子](#)）ジュリスト 2024 年1月号
- ◆ Market Intelligence – Merger Control 2023 – Japan
2023 年 12 月（著：[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[矢上 浄子](#)）
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Intellectual Property & Antitrust 2024 (Japan Chapter)
2023 年 11 月（著：[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#)）
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Merger Remedies Guide – Fifth Edition (Japan chapter)
2023 年 11 月（著：[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ ICC 競争法カンファレンス(2023 年 7 月 21 日)の概要
2023 年 11 月（著：[中野 雄介](#)）公正取引 第 877 号

以上

V. 事務所 News（受賞歴）

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2024
分野の評価: Antitrust and Competition (Tier 1)
Leading Individual: [中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Thought Leaders – Global Elite – Japan
Competition –Under 45– Partners: [臼杵 善治](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Chambers Asia-Pacific 2024
分野の評価: Competition/Antitrust (Band1)
[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Japan 2023
National Leader: [江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[石田 英遠](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Thought Leaders – Competition 2024
[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ asialaw 2023-2024
分野の評価: Competition & Antitrust (Outstanding)
Leading lawyers:(Competition & Antitrust) [中野 雄介](#)
詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 矢上 浄子 (kiyoko.yagami@amt-law.com)
弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 橋本 康 (yasushi.hashimoto@amt-law.com)
弁護士 安念 リサ (risa.annen@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com